

令和8年山形県教育委員会2月定例会

令和8年2月9日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 山形県立新庄志誠館高等学校校歌の制作について

(高校教育課高校未来創造室)

5 議 題

議第1号 山形県立夜間中学設置基本計画の策定について

(義務教育課多様な学び推進室)

議第2号 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校体育保健課)

議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

6 閉 会

令和 8 年 2 月 9 日  
 高校未来創造室

## 山形県立新庄志誠館高等学校の校歌について

### 1 制作者

《作詞：今村 翔吾》  
いまむら しやうご

京都府出身、小説家、ダンスインストラクター。

2017 年「火喰鳥 羽州ぼろ鳶組」で小説家デビュー、第 7 回歴史時代作家クラブ賞文庫書き下ろし新人賞。2021 年「火喰鳥 羽州ぼろ鳶組」の舞台が新庄という縁から、「しんじょう観光大使」就任。2022 年「塞王の楯」で直木賞。2025 年「新庄開府 400 年記念事業実行委員会」総合アドバイザー、同事業ダンスプロジェクト「羽州ぼろ鳶組」発案・指導。

《作曲：名倉 明子》  
なぐら あきこ

栃木県出身、作曲家、山形大学地域教育文化学部教授。

第 17 回現音作曲新人賞、第 70 回日本音楽コンクール作曲部門第 1 位など受賞多数。2025 年には日本伝統楽器演奏家集団 J-Trad Ensemble MAHOROBA により委嘱新作《黒揚羽》を含む 6 作品が一举演奏されるなど邦楽作品の評価も高い。山形ゆかりの作品に、新庄出身のいとう柚子氏の詩による「女声合唱とピアノのための《さくら 一ひるの一》」や、「山形県民の歌《最上川》による変奏曲とフーガ、フィナーレ」がある。

### 2 校歌（別紙のとおり）

### 3 制作者の意図（コメント）

#### ○ 作詞 今村 翔吾 氏

新庄市と長きにご縁を得たことで、新たに開校する新庄志誠館高等学校校歌の歌詞をお任せして頂けることになりました。今後、末永く若者たちが歌われるものです。その為、新庄市の美しい風景や文化を留められるようにと書いたつもりです。

そして、新庄の人々が幾度の困難を乗り越えてきた象徴であり、大切に紡いできた「まつり」の歌詞は入れたいと思いました。若者たちが志を抱き、時に挫折を経験しても、再び立ち上がって夢に向けて羽ばたく。そのような願いを込め認（したた）めさせて頂きました。

#### ○ 作曲 名倉 明子 氏

山形にまいりまして 12 年目を迎えるこの節目に、新庄志誠館高等学校の校歌を作曲する機会をいただきまして、この上ない喜びを感じております。

昨年 9 月に新庄を訪れ、山河の風情や歴史の重みを肌で感じてまいりました。厳しい雪の季節を越え、まつりを慈しみながら紡がれてきた豊かな暮らしに思いを馳せることで、音楽に、確かな芯が宿ったように思います。

今村翔吾先生の詩はすでに音楽を内包しており、選びぬかれた言葉の一つひとつに素直に反応することで自然と「歌」へと昇華してゆきました。生徒のみなさんが夢や希望を抱き歩む姿に心を寄せ、親しみやすくも品格のある音楽を目指しました。

新たな校歌がみなさんとともにあり、末永く歌い継がれることを願っております。

### 4 今後の予定

令和 8 年 2 月 9 日（月） プレスリリース  
 4 月 7 日（火） 開校式にてお披露目



山形 新庄志誠館高等学校

校 歌

作詞 今村 翔吾

作曲 名倉 明子

一、 月の峰<sup>つきのみね</sup>仰<sup>あお</sup>ぎ 白雲<sup>しらくも</sup>は照<sup>て</sup>る  
尽<sup>つ</sup>きせぬ<sup>なが</sup>流れ 最<sup>も</sup>上<sup>が</sup>の川<sup>かわ</sup>よ  
まつりの響<sup>ひび</sup>き 大<sup>だい</sup>地<sup>ち</sup>に渡<sup>わた</sup>る  
若<sup>わか</sup>き心<sup>こころ</sup>は 明<sup>あした</sup>日<sup>ひら</sup>を拓<sup>ひら</sup>く  
と<sup>と</sup>もに と<sup>と</sup>もにぞ 新<sup>あら</sup>たな道<sup>みち</sup>へ

二、 白雪<sup>しらゆき</sup>を仰<sup>あお</sup>ぎ 大<sup>たい</sup>志<sup>し</sup>を抱<sup>いだ</sup>け  
幾<sup>いく</sup>多<sup>た</sup>の想<sup>おも</sup>い 一<sup>ひと</sup>つに集<sup>つど</sup>う  
手<sup>て</sup>と手<sup>て</sup>をと<sup>と</sup>りて 絆<sup>きずな</sup>を結<sup>むす</sup>ぶ  
若<sup>わか</sup>き力<sup>ちから</sup>は 希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>を築<sup>きず</sup>く  
と<sup>と</sup>もに と<sup>と</sup>もにぞ 広<sup>ひろ</sup>き世<sup>せ</sup>界<sup>かい</sup>へ

三、 城<sup>じょう</sup>址<sup>し</sup>を仰<sup>あお</sup>ぎ 誓<sup>ちか</sup>いを立<sup>た</sup>てる  
永<sup>と</sup>久<sup>わ</sup>なる天<sup>てん</sup>に 星<sup>ほし</sup>は輝<sup>かが</sup>やく  
歴<sup>れ</sup>史<sup>きし</sup>を胸<sup>むね</sup>に 未<sup>み</sup>来<sup>らい</sup>を紡<sup>つ</sup>ぐ  
若<sup>わか</sup>き命<sup>いのち</sup>は 光<sup>ひかり</sup>を翔<sup>か</sup>ける  
と<sup>と</sup>もに と<sup>と</sup>もにぞ は<sup>は</sup>るかな空<sup>そら</sup>へ

議第 1 号

山形県立夜間中学設置基本計画の策定について

山形県立夜間中学設置基本計画を別紙のとおり策定する。

提 案 理 由

山形県立夜間中学に係る基本計画を策定する必要があるため提案するものである。

令和8年2月9日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

# 山形県立夜間中学設置基本計画 (案)

令和8年2月  
山形県教育委員会

## はじめに

公立夜間中学は、令和7年4月時点において、41都道府県・指定都市に62校が設置されており、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などが義務教育を受ける機会を実質的に保障するという役割が期待されています。

本県においては、令和7年6月に県民を対象に「夜間中学ニーズ調査」を実施するとともに、8月には、本県における夜間中学の在り方を検討するため、「山形県夜間中学在り方検討委員会」を設置しました。全4回にわたる委員会の中で、「夜間中学ニーズ調査」や国の動向、他県の状況等を踏まえ、本県における夜間中学の必要性や目指すべき学校の姿について協議するとともに、設置主体についても具体的な検討が重ねられ、令和7年11月に「山形県における夜間中学の在り方に関する報告書」が提出されました。

県教育委員会では、報告書及び県内の市町村を対象に実施した「夜間中学設置に関する意向調査」の結果をもとに、夜間中学設置の議論を重ね、今後のニーズの高まりによる市町村立での設置も視野に入れながら、まずは県立で設置する必要があるとの判断に至りました。そのうえで、夜間中学を設置している他県・市の情報を広く収集し、その取組みや課題などを参考にしながら、本県における夜間中学の意義や設置にあたっての基本的な考え方などを盛り込んだ「山形県立夜間中学設置基本計画」としてここにまとめることといたしました。

今後、本計画に基づき、夜間中学の設置を推進してまいりたいと考えておりますので、関係各位には一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年2月

山形県教育委員会

# 目 次

## I 夜間中学の概要と本県における夜間中学の必要性

- 1 夜間中学とは . . . . . P 1
- 2 夜間中学の背景と国の動向 . . . . . P 1
- 3 本県における夜間中学設置の必要性 . . . . . P 2

## II 県立夜間中学の設置に向けた基本方針

- 1 県立夜間中学設置の基本的な考え方 . . . . . P 3
- 2 目指す学校像 . . . . . P 3
- 3 学校づくりの視点 . . . . . P 3

## III 本県における夜間中学の概要

- 1 設置場所 . . . . . P 4
- 2 開校時期 . . . . . P 4
- 3 対象となる生徒 . . . . . P 4
- 4 学校の体制 . . . . . P 4
- 5 教育課程等 . . . . . P 4
- 6 入学・進級・卒業 . . . . . P 5
- 7 授業料等 . . . . . P 5
- 8 通学区域 . . . . . P 5
- 9 その他 . . . . . P 5

<参考>開校までの主なスケジュール

# I 夜間中学の概要と本県における夜間中学の必要性

## 1 夜間中学とは

夜間中学は、学校教育法に規定された中学校であり、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、他国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒を対象として、夕方以降の時間帯に授業が行われる学校である。

## 2 夜間中学の背景と国の動向

夜間中学は、昭和 20 年代初頭、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から十分に義務教育を受けられなかった生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、中学校に付設する学級として設置された。

昭和 40 年代後半から不登校（当時の言葉では登校拒否）を経験した方の夜間中学の入学が増加し、平成に入ると日本社会の国際化の進展に伴い、夜間中学にも外国籍の生徒が増加した。

平成 28 年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」とする。）が成立し、地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったものに、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の必要な措置を講ずることとされた。

さらに、令和 5 年の第 4 期教育振興基本計画において「夜間中学は、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する」と示された。

令和 7 年 10 月現在、41 都道府県・指定都市に 62 校設置されている。

### 3 本県における夜間中学設置の必要性

本県においては、令和2年国勢調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方が15,894名存在している。小中学校における不登校児童生徒数は令和6年度は小学校849名、中学校1,494名となっている。また、本県の在住外国人人口は令和5年度で9,111名となっており、年々増加傾向にある。

令和7年6月に、夜間中学に対する県内のニーズを把握するため、一般県民を対象にインターネットとハガキによる調査を実施した。71件の回答があり、「夜間中学で学んでみたい」に14件、「夜間中学について知らせたい人が身近にいる」に17件の回答があったことから、県内にも夜間中学への入学を希望する方が一定数いるものと思われる。

このような状況及び前述の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、学齢期を経過した方で、学校における就学を希望する方に対し、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会を確保するため、本県においても夜間中学の設置が必要である。

## Ⅱ 県立夜間中学の設置に向けた基本方針

### 1 県立夜間中学設置の基本的な考え方

県立でパイロット的に設置し、定時制高校での夜間の学校運営も活かしつつノウハウを蓄積し、生徒数が増加するなどのニーズが高まった場合には、市町村に対しそのノウハウ等を提供し、設置検討が進められるようにする。

### 2 目指す学校像

生徒が自己肯定感を高め、社会的・精神的に充実した生活を送ることができるよう、多様な仲間と共に学び合いながら、一步ずつ前進し、達成感が得られる学校。

### 3 学校づくりの視点

- 個性や多様性の尊重
  - ・ 様々な年齢の生徒や異なる国籍の生徒等が集まる夜間中学において、共に活動する中で、互いを理解し、認め合い、安心して学べるよう、交流による学び合いを進めていく。
- 「わかった」「できた」が実感できる授業
  - ・ 個々の実態に応じた学習内容や多様な指導方法を工夫、改善しながら、生徒が学習を通して学ぶ楽しさと自身の成長を実感できるようにする。
  - ・ 生徒に寄り添いながら、生徒が自信をもって目標や夢に挑戦できるようにする。

## Ⅲ 本県における夜間中学の概要

### 1 設置場所

山形県立霞城学園高等学校校舎内  
(山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラルビル内)

### 2 開校時期

令和9年4月

### 3 対象となる生徒

山形県内に居住し、以下のいずれかに該当する方

- ・ 様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を経過した方
- ・ 不登校等で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方
- ・ 日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国籍の方

### 4 学校の体制

- 学級数は1学年1学級とし、3学年編成とする。
- 生徒数は1学年33名を上限とする。

### 5 教育課程等

中学校学習指導要領に基づき、生徒の学びの状況に応じた特別の教育課程を編成する。

- ・ 月曜日から金曜日まで週5日間、40分の授業を1日4時間実施  
(週20時間、1年間の総授業時数700時間程度)
- ・ 登校時刻は17時頃、下校時刻は21時頃
- ・ 開設する教科等は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭科、外国語(英語)、総合、道徳
- ・ 日課の始めと終わりにホームルームを設定
- ・ 3学期制とし、夏季休業等を設定

- ・ 学校行事等を実施
- ・ 食事は補食給食を提供

【日課表の例】

	月	火	水	木	金
17:20～	ホームルーム（5分）				
17:30～	国	数	英	社	理
18:10～	休憩・補食給食（20分）				
18:30～	英	社	理	数	国
19:20～	数	音	国	英	総合
20:10～	美	国	保体	技家	道徳
20:50～	ホームルーム（5分）				

## 6 入学・進級・卒業

- 入学の可否については、入学希望者と面接を行い、入学希望理由等を確認したうえで、校長が判断する。
- 4月の入学を基本とする。ただし、生徒の状況に合わせて、年度途中からの入学や第2学年や第3学年の入学を校長が許可する。
- 進級・卒業は3月末とする。
- 修業年限は3年を基本とする。ただし、本人の希望や学習状況等を踏まえ、4年以上の在籍も校長が許可する。

## 7 授業料等

授業料は無償とし、教科書も無償で給与する。

（学用品や補食給食費、学校行事等に係る費用は自己負担）

## 8 通学区域

通学区域は県下一円とする。

## 9 その他

- 関係機関との連携
  - ・ 様々な背景をもつ生徒が知識や技能を身に付け、社会に貢献できる力を高められるよう、商工団体、国際交流団体、市町村の福祉部局等、様々な機関と連携する。

○ 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知

- ・ 県民の理解促進と、夜間中学の入学対象となる方々にその存在を知ってもらうことができるよう、市町村や関係団体と連携しながら周知を行う。

〈参考〉開校までの主なスケジュール

令和8年7月 県内4地区で説明会

8月 募集要項公表・募集開始

令和9年4月 開校

# 山形県立夜間中学設置基本計画（案） 【概要】

令和7年2月9日  
教 育 局

## I 夜間中学の概要と本県における夜間中学の必要性

### 1 夜間中学とは

- 夜間中学は、学校教育法に規定された中学校であり、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、他国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒を対象として、夕方以降の時間帯に授業が行われる学校である

### 2 国の動向

- 政府の方針として、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示されている（第4期教育振興基本計画）
- 41都道府県・指定都市に62校設置されている（令和7年4月現在）

### 3 本県における夜間中学設置の必要性

- 「教育機会確保法」の趣旨と以下の状況から、夜間中学の設置が必要である
  - ・ 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方が15,894名（令和2年国勢調査）
  - ・ 小中学校における不登校児童生徒数の増加（令和6年度 小：849名、中：1,494名）
  - ・ 在住外国人人口が年々増加（令和5年度 9,111名）
  - ・ 夜間中学ニーズ調査（令和7年6月実施）
    - 夜間中学で学んでみたい（14件）
    - 夜間中学について知らせたい人が身近にいる（17件）

## II 県立夜間中学の設置に向けた基本方針

### 1 夜間中学設置の基本的な考え方

- 県立でパイロット的に設置し、定時制高校での夜間の学校運営も活かしつつノウハウを蓄積し、生徒数が増加するなどのニーズが高まった場合には、市町村に対しそのノウハウ等を提供し、設置検討が進められるようにする

### 2 目指す学校像

- 生徒が自己肯定感を高め、社会的・精神的に充実した生活を送ることができるよう、多様な仲間と共に学び合いながら、一歩ずつ前進し、達成感が得られる学校

### 3 学校づくりの視点

- 個性や多様性の尊重
- 「わかった」「できた」が実感できる授業

## III 本県における夜間中学の概要

### 1 設置場所

- 山形県立霞城学園高等学校校舎内（山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラルビル内）

### 2 開校時期

- 令和9年4月

### 3 対象となる生徒

- 山形県内に居住し、以下のいずれかに該当する方
  - ・ 様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を経過した方
  - ・ 不登校等で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方
  - ・ 日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国籍の方

### 4 学校の体制

- 学級数は1学年1学級とし、3学年編成とする
- 生徒数は1学年33名を上限とする

### 5 教育課程等

- 中学校学習指導要領に基づき、生徒の学びの状況に応じた特別の教育課程を編成する
  - ・ 月曜日から金曜日まで週5日間、40分の授業を1日4時間実施（週20時間、1年間の総授業時数700時間程度）
  - ・ 登校時刻は17時頃、下校時刻は21時頃
  - ・ 開設する教科等は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭科、外国語（英語）、総合、道徳とし、日課にホームルームを設定
  - ・ 3学期制とし、夏季休業等を設定
  - ・ 学校行事等を実施
  - ・ 食事は補食給食を提供

【日課表の例】

	月	火	水	木	金
17:20～	ホームルーム（5分）				
17:30～	国	数	英	社	理
18:10～	休憩・補食給食（20分）				
18:30～	英	社	理	数	国
19:20～	数	音	国	英	総合
20:10～	美	国	保体	技家	道徳
20:50～	ホームルーム（5分）				

### 6 入学・進級・卒業

- 入学の可否については、入学希望者と面接を行い、入学希望理由等を確認したうえで、校長が判断する
- 4月の入学を基本とし、生徒の状況に合わせて、年度途中や第2・3学年の入学も校長が許可する
- 進級・卒業は3月末とする
- 修業年限は3年を基本とし、希望や学習状況等を踏まえ、4年以上の在籍も校長が許可する

### 7 授業料等

- 授業料は無償とし、教科書も無償で給与（学用品や補食給食費、学校行事等に係る実費は自己負担）

### 8 通学区域

- 通学区域は県下一円

### 9 その他

- 様々な背景をもつ生徒が、社会に貢献できる力を高めるため、商工団体、国際交流団体、市町村の福祉部局等と連携する
- 県民の理解促進と、入学対象者にその存在を知ってもらうため、市町村や関係団体と連携して周知する

「山形県夜間中学設置基本計画（案）」に寄せられた意見の概要及び県の考え方

1 意見の募集期間 令和7年12月24日（水）～ 令和8年1月23日（金）

2 寄せられた意見の件数 6件（意見者数3人）

3 寄せられた意見の概要及び意見に対する県の考え方

No.	御意見の概要	県の考え方
<b>【教育内容について】</b>		
1	義務教育が修了してからも、基本的な読み書き等について学ぶことができるのは、大変助かると思う。	夜間中学では、個々の生徒の多様な背景や学びの状況に応じた特別の教育課程を編成し、学習内容や多様な指導方法を工夫しながら、生徒が学習を通して学ぶ楽しさと自身の成長が実感できるよう努めてまいります。
2	日本で生活している外国籍の方々への学習の機会が開かれることは、共生社会を形づくる意味でも大切である。	
<b>【教職員の配置について】</b>		
3	どの程度の多様性を考慮した教職員の体制を検討しているのか。	教職員の配置は、他の中学校と同様に、法律に基づいて配置されます。 その中で、外国籍や不登校経験者等の生徒の学習状況等を踏まえて、必要な教職員を配置してまいります。
4	不登校経験者に対応したケア体制は考慮したものになるのか。	
<b>【今後の設置について】</b>		
5	「県立でパイロット的に設置」とあるが、どのように評価し、市町村への設置を促すのか。	県としては、定時制高校での夜間の学校運営も活かしつつ、先行的に県立夜間中学を県立霞城学園高等学校（山形市）の校舎内に設置していくこととしました。 今後につきましては、学校運営のノウハウを蓄積するとともに、今後の入学希望者の状況を市町村にお知らせし、設置に向けた検討の参考にしてもらいたいと考えております。
6	夜間中学は山形市に設置するとのことだが、庄内からは通えない。庄内地区には設置しないのか。	

議第 2 号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則  
の制定について

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のよう  
に制定する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則  
山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則  
第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「
	を	
山形県立新庄北高等学校最上校		山形県立新庄志誠館高等学校最上校
山形県立新庄南高等学校金山校		山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄神室産業高等学校		山形県立新庄神室産業高等学校金山校
」		」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県立新庄北高等学校及び山形県立新庄南高等学校が山形県立新庄志誠館高等  
学校に再編されるとともに、山形県立新庄北高等学校最上校及び山形県立新庄南高  
等学校金山校の名称が変更されることに伴い規定の整備を図るため提案するもので  
ある。

令和8年2月9日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則新旧対照表

現 行

改 正 案

○山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則

○山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則

別表

別表

開放校
山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校
山形県立山形北高等学校
山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校
山形県立上山明新館高等学校
山形県立天童高等学校
山形県立寒河江工業高等学校
山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校
山形県立新庄北高等学校最上校
山形県立新庄南高等学校金山校
山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄神室産業高等学校真室川校
山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校
山形県立荒砥高等学校
山形県立致道館高等学校
山形県立鶴岡工業高等学校
山形県立加茂水産高等学校

開放校
山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校
山形県立山形北高等学校
山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校
山形県立上山明新館高等学校
山形県立天童高等学校
山形県立寒河江工業高等学校
山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校
山形県立新庄志誠館高等学校最上校
山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄神室産業高等学校金山校
山形県立新庄神室産業高等学校真室川校
山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校
山形県立荒砥高等学校
山形県立致道館高等学校
山形県立鶴岡工業高等学校
山形県立加茂水産高等学校

## 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

### 第 1 改正理由

山形県立新庄北高等学校と山形県立新庄南高等学校との統合に伴い令和 8 年度に山形県立新庄志誠館高等学校となり、開放校の校名変更を行うもの。

### 第 2 改正内容

開放校を規定する別表中に「山形県立新庄北高等学校最上校」を「山形県立新庄志誠館高等学校最上校」に、「山形県立新庄南高等学校金山校」を「山形県立新庄神室産業高等学校金山校」に変更する。

### 第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（同年 2 月の県公報に登載予定）